

令和 8 年第 1 回杉戸町国民健康保険運営協議会次第

日時 令和 8 年 1 月 2 9 日 (木)

午後 1 時 3 0 分～

会場 杉戸町役場

本庁舎 1 階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議事

(1) 議題第 1 号

令和 8 年度の子ども・子育て支援納付金分の税率・税額について

(2) 議題第 2 号

令和 7 年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) について

(3) 議題第 3 号

令和 8 年度杉戸町国民健康保険特別会計予算 (案) について

5 その他

(1) 国民健康保険制度の改正予定について

6 閉会

令和8年 第1回

杉戸町国民健康保険運営協議会資料

議題第1号

令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の税率・税額について

令和8年1月29日提出

杉戸町長 窪 田 裕 之

議題第1号 令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の税率・税額について【資料】

1 令和8年度の市町村標準保険税率について

区分		算定の基礎	税率・税額
医療分 (基礎課税額分)	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額	7.99%
	被保険者均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 48,547円
後期高齢者 支援金等分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額	2.83%
	被保険者均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 17,097円
介護納付金分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額	2.43%
	被保険者均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 17,236円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額	0.26%
	被保険者均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 1,563円
	18歳以上 被保険者 均等割	世帯内の18歳以上の加入者数	(一人につき) 117円

※令和8年度国保事業費納付金の秋の試算結果による数値です。

2 令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の税率・税額について

区分		算定の基礎	税率・税額
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額	0.2%
	被保険者均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 1,500円
	18歳以上 被保険者 均等割	世帯内の18歳以上加入者数	(一人につき) 100円

3 子ども・子育て支援納付金分を含む令和8年度の税率・税額について

区分		算定の基礎	税率・税額
医療分 (基礎課税額分)	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除 (43万円)を差し引いた額	7.0%
	被保険者 均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 40,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除 (43万円)を差し引いた額	2.7%
	被保険者 均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 15,000円
介護納付金分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除 (43万円)を差し引いた額	2.3%
	被保険者 均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 15,000円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除 (43万円)を差し引いた額	0.2%
	被保険者 均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 1,500円
	18歳以上 被保険者 均等割	世帯内の18歳以上の加入者数	(一人につき) 100円

4 現行税率との対比

区分		令和7年度	令和8年度	増加(率・額)
医療分 (基礎課税額分)	所得割	6.7%	7.0%	+0.3%
	被保険者均等割	34,000円	40,000円	+6,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.7%	2.7%	±0.0%
	被保険者均等割	12,000円	15,000円	+3,000円
介護納付金分	所得割	2.4%	2.3%	△0.1%
	被保険者均等割	14,000円	15,000円	+1,000円
子ども・子育て支 援納付金分	所得割	—	0.2%	+0.2%
	被保険者均等割	—	1,500円	+1,500円
	18歳以上均等割	—	100円	+100円

5 モデルケースでの影響額について

(1) 1人世帯

【世帯主(70歳)年金収入100万円の場合】

現行(令和7年度)		令和8年度	令和9年度(注1)
保険税	13,800円	16,900円	20,000円
	(うち子ども・子育て支援納付金分)	(400円)	(400円)
前年度との差		3,100円	3,100円
一月当たり		258円	258円

※均等割額7割軽減(注2)

(2) 2人世帯

【世帯主(20代)給与収入200万円、妻(20代)収入なしの場合】

現行(令和7年度)		令和8年度	令和9年度(注1)
保険税	157,200円	178,500円	206,100円
	(うち子ども・子育て支援納付金分)	(4,200円)	(4,900円)
前年度との差		21,300円	27,600円
一月当たり		1,775円	2,300円

※均等割額2割軽減(注2)

(3) 4人世帯

【世帯主(40代)給与収入300万円、妻(40代)給与収入100万円、子2人(小学生～高校生)所得なし】の場合

現行(令和7年度)		令和8年度	令和9年度(注1)
保険税	359,400円	396,300円	454,900円
	(うち子ども・子育て支援納付金分)	(5,600円)	(6,700円)
前年度との差		36,900円	58,600円
一月当たり		3,075円	4,883円

※均等割額2割軽減(注2)

(注1) 令和8年度埼玉県国民健康保険に係る市町村標準保険税率とした場合

(注2) 令和7年度の軽減判定所得の基準額による

議題第2号

令和7年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について

令和8年1月29日提出

杉戸町長 窪 田 裕 之

令和7年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (案)

1. 歳入歳出補正予算

歳入

区分	予算現額 A (千円)	補正額(1号) B (千円)	補正額(2号) C (千円)	補正額(3号) D (千円)	補正後の予算額 A+B+C+D(千円)
1 国民健康保険税	796,727				796,727
2 県支出金	3,417,579			① -140,000	3,277,579
3 繰入金	420,333	293		② 34,627	455,253
4 繰越金	30,000		108,392		138,392
5 諸収入	3,502				3,502
6 国庫支出金			1,272		1,272
合 計	4,668,141	293	109,664	-105,373	4,672,725

歳出

区分	予算現額 A (千円)	補正額(1号) B (千円)	補正額(2号) C (千円)	補正額(3号) D (千円)	補正後の予算額 A+B+C+D(千円)
1 総務費	27,838	293	1,272		29,403
2 保険給付費	3,383,491			③ -141,500	3,241,991
3 国民健康保険事業費 納付金	1,186,141		9,558		1,195,699
4 保健事業費	60,969			④ -2,800	58,169
5 基金積立金	1				1
6 公債費	1				1
7 諸支出金	4,700		98,834	⑤ 38,927	142,461
8 予備費	5,000				5,000
合 計	4,668,141	293	109,664	-105,373	4,672,725

2. 歳入歳出補正予算額の主な理由

【歳入】

①保険給付費等交付金・普通交付金減額分 △140,000千円

②一般会計繰入金追加分 +34,627千円

【内訳】保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) +6,210千円

保険基盤安定繰入金(保険者支援分) +5,520千円

未就学児均等割保険税繰入金 △1,380千円

産前産後保険税繰入金 +58千円

出産育児一時金等繰入金 △1,000千円

財政安定化支援事業繰入金 △958千円

その他一般会計繰入金 +26,177千円

【歳出】

③一般被保険者療養給付費保険者負担金減額分 △100,000千円

一般被保険者高額療養費減額分 △40,000千円

出産育児一時金減額分 △1,500千円

④特定健康診査委託料減額分 △2,412千円

保養施設パンフレット印刷代減額分 △388千円

⑤県補助金・普通交付金返還金 35,058千円

〃 特別交付金(保険者努力支援分)返還金 1,420千円

〃 特別交付金(特別調整交付金(市町村分))返還金 467千円

〃 特別交付金(特定健康診査負担金)返還金 1,982千円

議題第3号

令和8年度杉戸町国民健康保険特別会計予算(案)について

令和8年1月29日提出

杉戸町長 窪田 裕之

令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)

1. 歳入歳出予算表

歳入

(単位:千円)

区分	8年度予算額 A	7年度予算額 B	予算増減額 A-B=C	予算増減率 C/B (%)	6年度決算額
1 国民健康保険税	875,318	796,727	① 78,591	9.9	821,114
2 国庫支出金	5,087	—	② 5,087	皆増	4,736
3 県支出金	3,319,557	3,417,579	③ △ 98,022	△ 2.9	3,162,770
4 繰入金	372,599	420,333	④ △ 47,734	△ 11.4	410,631
5 繰越金	30,000	30,000	0	0.0	108,502
6 諸収入	3,078	3,502	△ 424	△ 12.1	30,948
合 計	4,605,639	4,668,141	△ 62,502	△ 1.3	4,538,701

歳出

(単位:千円)

区分	8年度予算額 A	7年度予算額 B	予算増減額 A-B=C	予算増減率 C/B (%)	6年度決算額
1 総務費	29,671	27,838	⑤ 1,833	6.6	27,606
2 保険給付費	3,291,447	3,383,491	⑥ △ 92,044	△ 2.7	3,070,380
3 国民健康保険事業費納付金	1,221,392	1,186,141	⑦ 35,251	3.0	1,186,460
4 保健事業費	56,125	60,969	⑧ △ 4,844	△ 7.9	53,467
5 基金積立金	1	1	0	0.0	0
6 公債費	1	1	0	0.0	0
7 諸支出金	4,002	4,700	⑨ △ 698	△ 14.9	62,396
8 予備費	3,000	5,000	△ 2,000	△ 40.0	0
合 計	4,605,639	4,668,141	△ 62,502	△ 1.3	4,400,309

2. 歳入歳出予算額の主な増減理由

【歳入】

- ①国民健康保険税率(額)の改定及び子ども・子育て支援納付金制度の創設による増 +78,591千円
 ・税率(額)改定による影響 +48,949千円
 一般の被保険者数の減 △440人(令和7年度 8,034人 ⇒ 令和8年度 7,594人)
 一般の被保険者数(介護分)の減 △67人(令和7年度 2,616人 ⇒ 令和8年度 2,549人)
 基準総所得金額の増+56,243,369円(令和7年度 5,412,874,000円⇒令和8年度 5,469,117,369円)
 ・新 子ども・子育て支援納付金制度の創設による影響 +23,815千円
 (一般医療1人当たり保険税: 令和7年度 66,966円 ⇒ 令和8年度 76,229円)

- ②子ども・子育て支援事業補助金 +5,087千円(皆増)

- ③県支出金の減 △98,022千円
 ・保険給付費の減に伴う普通交付金の減 △90,482千円
 (一般被保険者療養給付費: 令和7年度 2,856,000千円 ⇒ 令和8年度 2,765,000千円)
 ・保険者努力支援分の減 △5,103千円(成果指標による配分額の減)

- ④繰入金の減 △47,734千円
 ・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)の増 +6,210千円
 (令和7年度 109,988千円 ⇒ 令和8年度 116,198千円)
 ・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)の増 +5,520千円
 (令和7年度 72,756千円 ⇒ 令和8年度 78,276千円)
 ・法定外一般会計繰入金の減 △54,407千円
 (保健事業一般財源分: 令和7年度 30,226千円 ⇒ 令和8年度 28,087千円)
 (赤字補てん分: 令和7年度 152,752千円 ⇒ 令和8年度 100,486千円)

【歳出】

- ⑤総務費の増 +1,833千円
 ・資格確認書等郵送料 △1,733千円
 (簡易書留(保険証)→特定記録郵便(資格確認書)、普通郵便(お知らせ))
 ・新 賦課システム改修業務委託料(子ども・子育て支援金制度対応) +5,087千円(皆増)《補助率10/10》

- ⑥保険給付費の減 △92,044千円(被保険者数の減による影響)
 ・一般療養給付費(現物給付分) △91,000千円(令和7年度 2,856,000千円 ⇒ 令和8年度 2,765,000千円)
 ※保険給付費については10/10が県交付金の対象

- ⑦国民健康保険事業費納付金の増 +35,251千円
 ≪県からの提示額(仮算定)を計上≫
 ・医療給付費分 +9,921千円(令和7年度 804,707千円 ⇒ 令和8年度 814,628千円)
 ・後期高齢者支援金等分 △627千円(令和7年度 283,320千円 ⇒ 令和8年度 282,693千円)
 ・介護納付金分 +691千円(令和7年度 98,114千円 ⇒ 令和8年度 98,805千円)
 ・新 子ども・子育て支援金分 +25,266千円(皆増)

- ⑧保健事業費の減 △4,844千円
 ・特定健康診査委託料の減 △1,629千円(令和6年度 20,670千円 ⇒ 令和7年度 19,041千円)
 ・医療費通知郵送料の減 △1,530千円(総務費へ振替)
 ・保養施設一覧印刷製本費 △388千円(ホームページへの掲載、自庁印刷)

- ⑨諸支出金の減 △698千円
 ・一般被保険者保険税過誤納還付金 △698千円(令和7年度 4,698千円 ⇒ 令和8年度 4,000千円)

その他

(1) 国民健康保険制度の改正予定について

① 課税限度額の引き上げ

区分	現行	改正後	増加額
基礎課税額（医療保険分）	<u>66万円</u>	<u>67万円</u>	<u>+1万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	据置き
介護納付金課税額	17万円	17万円	据置き
合計	<u>109万円</u>	<u>110万円</u>	<u>+1万円</u>

※子ども・子育て支援金課税額についても、今後、課税限度額が設けられる予定。

② 軽減判定所得の基準額の引き上げ

軽減割合 ()内は、未就学 児の軽減割合	現行	改正後
7割 (8.5割)	基礎控除額(43万円)+10万円× (給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円)+10万円× (給与所得者等の数-1)以下
5割 (7.5割)	基礎控除額(43万円)+ <u>30.5万円</u> ×国保加入者数+10万円×(給与 所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円)+ <u>31万円</u> ×国保加入者数+10万円×(給与 所得者等の数-1)以下
2割 (6割)	基礎控除額(43万円)+ <u>56万円</u> ×国保加入者数+10万円×(給与 所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円)+ <u>57万円</u> ×国保加入者数+10万円×(給与 所得者等の数-1)以下